

川崎認定保育園在園児保護者の皆様へ

川崎市こども未来局
保育事業部保育第2課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた川崎認定保育園への登園について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「新しい生活様式」に配慮しながら保育を実施しております。保護者の皆様には、御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和3年1月7日に政府から緊急事態宣言が発出されたところですが、1月8日付けで「緊急事態宣言下における本市行政運営方針について」を策定し、これを踏まえ市内の保育所等については、感染防止対策を徹底した上で、引き続き原則開所することといたしました。

お子様や同居されている御家族の体調がすぐれない、PCR検査を実施することになった等の状況について、すみやかに川崎認定保育園に御連絡していただくとともに、改めて、次の対応について御確認くださいますようお願いいたします。

なお、今後の対応については、国・県の方針や、本市の新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ変更する場合があります。

	状況	対象者	対応
1	発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合	在園児	・解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園を控えてください。 ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
2		在園児の同居家族	・解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、送迎を控えてください。 ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
3	濃厚接触者に特定された場合	在園児	・健康観察期間中は登園しないでください。 ※登園自粛協力金の対象となります。
4		在園児の同居家族	・健康観察期間中の送迎を停止してください。
5	PCR検査等を実施することとなった場合	在園児	・陰性が確認されるまでは、当該児童は登園しないでください。

問い合わせ 保育第2課

電話 044-200-3128